

宜野湾市教育委員会指導課における随意契約の実績（令和3年度）

指導課

単位：円

No.	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令（根拠）	契約の相手方の選定理由	その他
1	印刷機器の消耗品に係る 単価契約	令和3年4月1日	4,552,020	理想沖縄株式会社	那覇市おもろまち 四丁目6番3号	第167条の2 第1項第2号	印刷機器の消耗品については、印策機器賃貸借契約書において、市場価格の80%以下で単価契約するもの、としている。よって、競争性を有しないことから、宜野湾市財務規則第113条の2第1項ただし書きに基づき1者から見積りを徴し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。	
2	宜野湾市立学校（教職員）健康診断諸検査業務	令和3年5月6日	3,391,850	一般社団法人 日本健康倶楽部沖縄支部	沖縄市登川3169番地	第167条の2 第1項第2号	当該事業は、県内全ての小学校、中学校、幼稚園で健康診断事業が同時期に集中するため、市内公立学校の健康診断対象職員概ね300人の検査に対応可能なこと、学校教育に支障をきたさず迅速な対応ができること、健康診断等の個人情報厳守できること、保健医療に精通した十分な知識を有すること等これらに対応できる機関が必須要件となっております。これらの事を踏まえ、当該事業について十分な知識と経験、学校教育に支障なく円滑な実施の確保ができるスタッフの充実を勘案し、左記事業者が前述の必須要件を満たすと考える。よって、本契約については、学校教育の安定的な運営、安全安心な学校生活を考慮し、その性質上、競争入札に適さないと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。	
3	令和2年度 中学校英語検定業務委託	令和3年5月10日	1,791,200	公益財団法人 日本英語検定協会	東京都新宿区横寺町55	第167条の2 第1項第2号	公益財団法人 日本英語検定協会は、1963年「財団法人 日本英語検定協会」として設立し、1968年には文部省（現在の文部科学省）認定の技能検定に定められた。8,300万人を超える受験者実績のある公益財団法人である。 また、宜野湾市においても「小学校英語教育課程特例校事業」及び「学力向上支援事業」における「英語検定」の契約を交わしており、不履行の恐れがないと認められる信頼できる事業者である。	